

# えびの市地域防災計画書

平成20年修正

えびの市防災会議

## 第 5 章

# 火山噴火災害対策計画

## 第5章 火山噴火災害対策計画

火山噴火災害対策計画は、火山の噴火が発生し、又はそのおそれがある場合において、登山者・住民等の生命、身体及び財産を保護するため、県・市町村その他防災関係機関の活動体制の確立、応援協力体制の確立、火山情報の伝達、登山規制措置、災害状況等の緊急把握、警戒及び避難、その他の災害対策に関する事項を定め、その迅速な実施を図るものとする。

### 第1節 総則

#### 1. 災害の想定

この計画の樹立に当たっては、平成8年3月、3市5町で作成の、霧島山火山噴火災害危険区域予測図（霧島山ハザードマップ）に基づき、次に掲げる規模の噴火による被害を想定した。

##### (1) 噴火の規模

ア 溶岩、その範囲は噴火口付近とする。

イ 噴石・火山れきの落下や降灰の範囲は、噴火の規模によって、また火口の状態や気象条件にも左右されるが、その範囲は、おおむね次のとおりとする。

- ① 噴石 家屋等に損傷を加え、そのため人体に被害を生じ、または生ずるおそれのある噴石の落下範囲は、噴火口の中心から半径6km内外とする。
- ② 火山れき 小石程度の火山れきの落下範囲は、噴火口の中心から半径15km内外とする。
- ③ 火山灰 火山灰の降下範囲は、噴火口の中心から半径60km内外とする。
- ④ 火砕流 火砕流の発生範囲については警戒を要する。

##### ウ 被害状況

発生年月日	1716年（享保元年9月26日）
負傷者	31名
焼失家屋	600戸

##### (2) 霧島山の状況

宮崎県と鹿児島県との境界に霧島火山群がある。これらの火山群は地質のうえから新期火山群と旧期火山群に大別され、さらに新期火山群は、その山態形成期から便宜的に新期Ⅱ火山群、新期Ⅰ火山群、最新火山群に細分される。（別図）

旧期火山群 栗野岳・湯之谷岳・烏帽子岳・獅子戸岳等

新期Ⅰ火山群 夷守岳・矢岳・二つ石・大浪池・えびの岳・白鳥山等

新期Ⅱ火山群 飯盛山・白紫池・甌岳・韓国岳・琵琶池・新燃岳・丸岡山・大幡池・六観音池等

最新期火山群 不動池・硫黄山・大幡山・御鉢・御池・高千穂峰・小池等

旧火山群に属する火口は、有史時代活動の記録はないが南東部に位置する新規火山群は、しばしば活動の記録を残している。記録によれば新規火山群は、16世紀から19世紀かけては盛んに活動したことがうかがえるが、最後の噴火は、新燃岳1959年（昭和34年）の水蒸気爆発

である。

## 2. 防災事業の推進

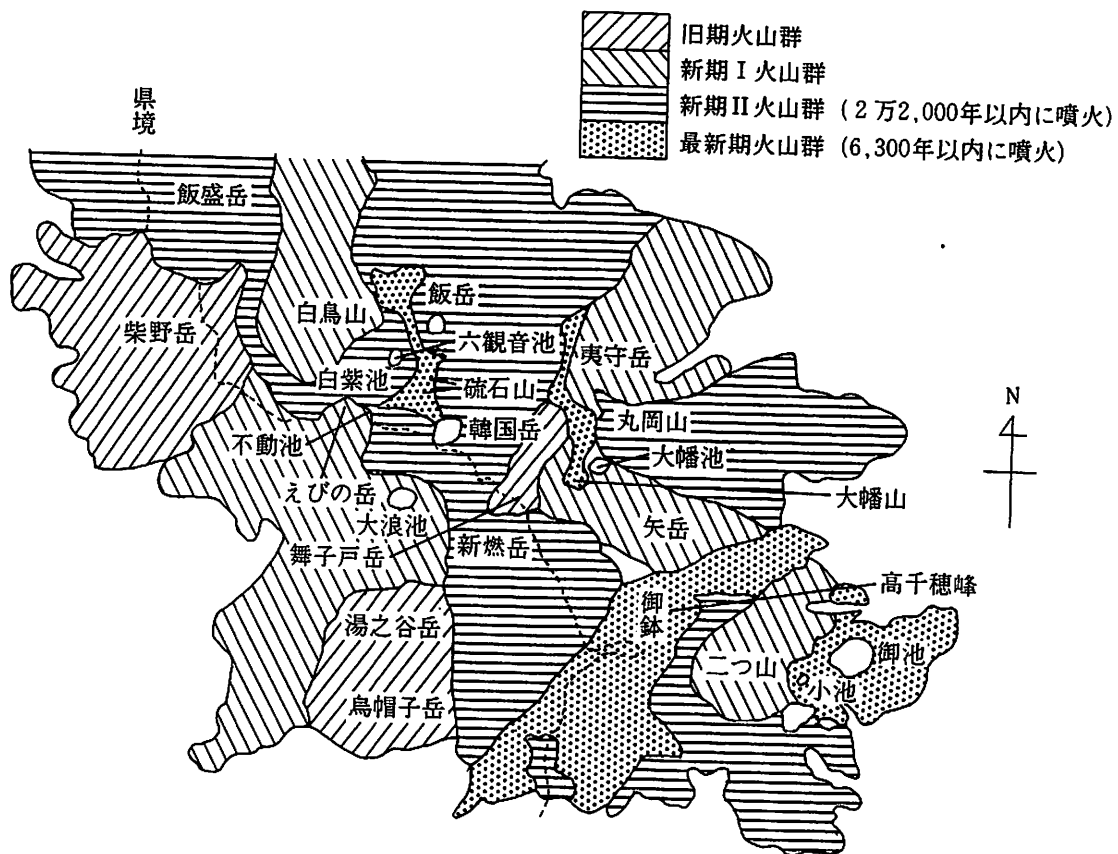
県及び市は、火山噴火による被害を防止または軽減するため、必要に応じ次に掲げる事業の推進に努めるものとする。

- (1) 退避壕その他退避施設の整備
- (2) 防災のための農林水産経営施設の整備
- (3) 治山治水事業
- (4) 避難路の整備

## 3. 火山に関する知識の普及

市は、火山マップを作成し、地域住民等に対し、火山噴火等に関する知識の普及に努めるものとする。

### 霧島火山要図



## 第2節 活動体制の確立

市は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第21条第3項に基づき火山現象警報（噴火警報）及び火山現象予報（噴火予報）が発表され、事態が重大と認められる場合又は、噴火により災害が発生し、その対策を要すると認められる場合は、第3章第1節「組織・配備計画」の定めるところにより災害対策本部を設置し、遅滞なく次の措置を講ずるものとする。

### 1. 災害対策本部会議の開催

本部長は、本部を設置したときは、直ちに本部員（対策部長）を招集し、応急対策について協議するものとする。

なお、各部の部長及び班長は、災害対策本部会議の決定に基づき、所属職員を指揮して応急措置に万全を期するものとする。

### 2. 防災会議の開催

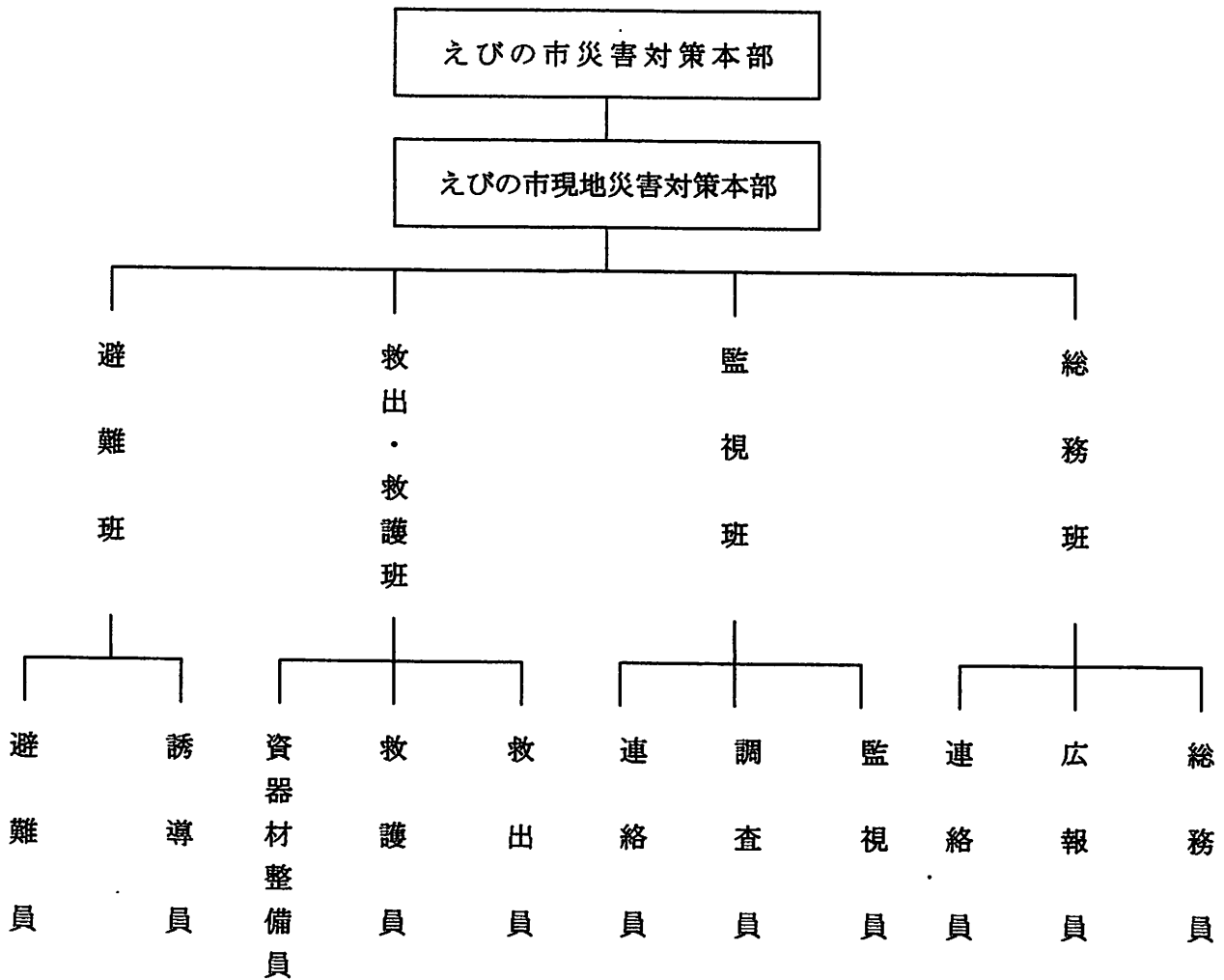
防災会議会長は、応急対策推進上必要と認められるときは、防災会議を招集し、災害に対する情報の収集及び災害応急対策に関して関係機関相互の連絡について協議し、応急措置に万全を期するものとする。

### 3. 現地災害対策本部の設置

噴火による災害の状況から、災害対策上特に必要があると認められるときは、上江地区体育館に現地災害対策本部を設置し、応急対策の迅速かつ強力な推進を図るものとする。

現地災害対策本部の組織は、表のとおりとする。

表 現地災害対策本部の組織



4. 災害警戒本部の設置

霧島山の火山活動が活発化し、災害の発生が予想されるときは、別に定める災害警戒本部を設置するものとする。

5. 職員の動員計画

(1) 職員の配備基準は、第3章第1節「組織・配備計画」の定めるところによる。

(2) 職員の緊急動員

ア 勤務時間中における動員

職員は、警戒本部が設置されたときは、直ちにえびの市災害対策本部規程に基づき配備につくものとする。

イ 勤務時間外における動員

① 関係課長は、勤務時間外における動員計画及び関係職員に対する連絡方法をあらかじめ定めておき、速やかに所属職員を招集するものとする。

② 職員は、噴火により災害が発生したことを知ったときは、直ちに登庁し、配備につくものとする。

### 第3節 応援協力体制の確立

噴火により災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し、災害対策に万全を期するものとする。

#### 1. 関係機関との相互連絡

市は、次の関係機関と相互に密接な連絡を保ち、災害対策の迅速かつ適切な推進に努めるものとする。

##### (1) 県

市は、県本部及び県地方支部（西諸県農林振興局）と常に密接な連絡を保ち、互いに協力して災害対策に万全を期するものとする。

##### (2) 防災会議構成機関

市は、えびの市防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と互いに協力して災害対策に万全を期するものとする。

##### (3) 近隣市町

市は、近隣市町と相互に密接な連絡を保ち、互いに協力して災害対策に万全を期するものとする。

#### 2. 自衛隊災害派遣要請の依頼

噴火により災害が発生し、緊急に人命救出等の必要を認めるときは、知事に対し自衛隊の災害派遣の要請を依頼するものとする。

#### 3. 応援要請

応援措置を実施するために必要があると認めるときは、近隣市町及び県に対して応援を要請するものとする。

### 第4節 噴火予報及び警報の通報、伝達

#### 1. 噴火予報と警報の種類とその発表基準

火山現象に関する予報警報は、気象業務法（昭和27年法律第165号）第11条の規定に基づき、火山を担当する気象官署から発表される。宮崎地方気象台は必要と認めた場合、予報警報発表官署が発表した予報警報を宮崎県に通報又は伝達する。

予報警報のうち、生命身体にかかる火山活動が発生した場合に発表される予報警報の名称は緊急活動情報とし、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第21条第1項規定に基づき宮崎地方気象台から宮崎県知事に通報する。

発表される予報警報の種類とその発表基準は次表のとおりである。

予報 警報	対象 範囲	噴火警戒 レベルと キーワード	説 明			
			火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴 火 警 報	居 住 地 域 及 び そ れ よ り 火 口 側	レベル5 避 難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地からの避難が必要（状況に応じて対象地域や方法を判断）		・噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。
		レベル4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。 （可能性が高まってきている）	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要（状況に応じて対象地域を判断）		・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される。 ・火口から概ね2.5 km以内に噴石飛散
火 口 周 辺 警 報	火口から居住地域近くまで	レベル3 入山禁止	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等	登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等（状況に応じて規制範囲を判断）	・火砕流が火口から概ね2 km以内に到達する可能性 ・火口から概ね2 km以内に噴石飛散
	火口周辺	レベル2 火口周辺禁止	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常の生活	火口周辺への立入規制等（状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断）	・小噴火が発生し、火口から概ね1 km以内に噴石飛散 ・小噴火の発生が予想される
噴 火 予 報	火 口 内 等	レベル1 平 常	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲内に入った場合には生命に危険が及ぶ）		特になし（状況に応じて火口内への立入規制等）	・火山活動は静穏、状況により火口内に影響する程度の噴出の可能性有り

### 3. 火山情報通報伝達組織及び通報伝達方法

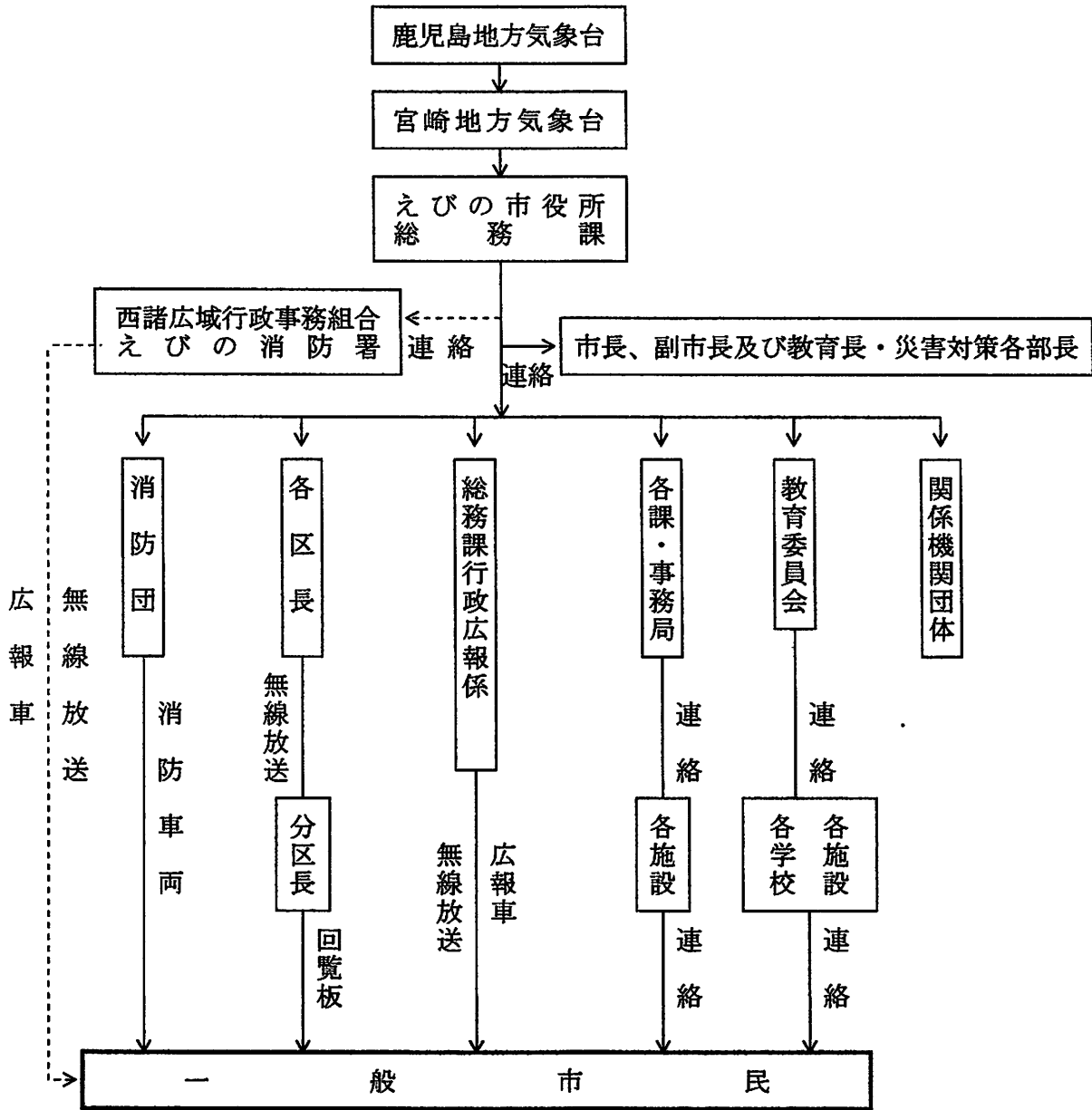
火山情報通報伝達組織及び通報伝達方法は次表のとおりである。





(2) えびの市における伝達組織

えびの市における火山情報等の受理及び伝達の系統は、次のとおりである。



(3) 火山情報の受理

関係機関から通報される火山情報は、勤務時間中は総務課が受理し、勤務時間外は警備員が受理して、直ちに総務課長に連絡するものとする。

(4) 火山情報の伝達

総務課は、火山情報を受理したときは、速やかにその内容に応じた措置をとるとともに、関係機関、団体、学校、一般市民等に対して必要な事項を周知し、その徹底を図るものとする。

4. 異常現象発見時における措置

火山地域及びその周辺において、火山に関する異常現象を発見した場合における措置については、第3章第3節「気象警報等の伝達計画」に定めるところによるもののほか、次に定めるところによる。

## (1) 通報すべき内容

火山に関する異常現象の通報すべき内容は、次のとおりとする。

- ア 発見した日時
- イ 発生場所
- ウ 異常現象の状況
- エ 被害状況とその地域
- オ その他の事項

## (2) 市における措置

### ア 異常現象の受理

異常現象発見者等からの情報は、勤務時間中は総務課が受理し、勤務時間外は警備員が受理して、直ちに総務課長に連絡するものとする。

### イ 異常現象の通報

異常現象発見者等の通報により異常現象を知ったときは、直ちに、次に掲げる機関に通報又は連絡するものとする。

- ① 宮崎地方気象台
- ② えびの警察署
- ③ 西諸県農林振興局
- ④ 周辺市町（都城市、小林市、高原町）

### ウ 現地調査

異常現象発見者等の通報により異常現象を知ったときは、必要に応じ、警察官、消防団員等の協力を得て現地調査を行い、その結果を西諸県農林振興局、その他近隣市町に連絡するとともに、予想される災害地域の住民、関係機関に周知を図るものとする。

## 第5節 登山規制措置

### 1. 市の措置

市は、火山現象の状況により次表に掲げる登山規制発令基準に該当すると認められるときは、関係警察署その周辺市町と協議のうえ、協力して表に掲げる措置を講ずるものとする。

この場合、市は、直ちにその旨を危機管理局へ報告するものとする。

### 2. 登山規制の解除

登山規制を解除する場合は、前記1に準じて実施するものとする。

## 登山規制発令基準及び措置

規制内容	発令基準	規制区域	規制等の措置
(1) 登山注意	鹿児島地方気象台から臨時火山情報が発表され火口周辺への立ち入りには注意を要すると判断されたとき。	火口周辺	ア 各登山口、火口付近その他適宜の場所の掲示板等にその旨を掲示するとともに、無線放送、広報車その他の方法により登山者、住民等の周知を図る。 イ 上記について、関係機関団体等に対しその周辺方を要請する。
(2) 登山禁止	福岡管区気象台・鹿児島地方気象台から火山活動情報が発表され登山は危険であると判断されたとき。	火口2km以内規制	ア 規定内容(1)の場合に準じ措置するとともに、市職員、消防団員等を巡視警戒に当たらせるものとする。 イ 道路管理者に対し、交通規制の措置を要請する。
(3) 入山注意	噴火により災害が発生し、入山は危険であると判断されたとき。	登山口より	ア 入山を全面的に禁止し、または入山者を退去させる等の措置を講ずる。 イ 規制内容(2)の場合に準じ措置するとともに、市職員、消防団員等を配置し、巡視警戒に当たらせる。

### 第6節 災害状況等の緊急把握及び広報

#### 1. 災害状況等の緊急把握

噴火による災害状況等の収集は、第3章第5節「災害状況等の収集計画」に定めるところによるものとし、市は、特に次の措置を講じ、災害状況等の緊急把握に努めるものとする。

##### (1) 災害情報等の収集及び報告事項

- ア 人的被害及び住家被害の状況
- イ 登山者等要救出者の確認
- ウ 登山規制の状況
- エ 住民の避難準備及び避難の状況
- オ 被災地域の範囲、被害の種別、被害の程度等
- カ 交通確保の状況
- キ 噴火規模及び火山活動の状況
- ク 噴火による噴石、火山れき（小石程度のもの）、降灰等の分布状況（最終報告の際は、5万分の1の図面にその分布を図示し報告のこと。なお、降灰の分布状況は、堆積の深さ5cm単位で図示すること。）
- ケ その他必要と認める事項

## (2) 航空機の派遣要請

市は、噴火による災害発生に際し、緊急に災害状況の把握を必要とする場合は、県知事に対して、自衛隊の航空機及び宮崎県防災救急ヘリの派遣を要請するものとする。

## (3) 調査班による調査の実施

噴火により被害が発生したときは、直ちに調査班を編成派遣し、被害状況の調査把握を行うものとする。

## 2. 市民に対する広報

噴火に伴う災害情報の市民に対する広報は、第3章第6節「災害広報計画」に定めるところによるものとするが、特に、次の措置を講じ、災害情報の周知に努めるものとする。

### (1) ラジオ・テレビ及び新聞による広報

ラジオ・テレビ及び新聞等報道機関の協力を得て、災害情報及び応急対策の周知徹底を図るものとする。

### (2) 広報車等による広報

広報車を必要に応じ現地に派遣し、災害広報に努めるものとする

## 第7節 警戒避難対策

噴火により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難対策は、第3章第8節「避難計画」に定めるところによるものとし、特に、次の措置を講じ、住民の避難が円滑適切に行われるよう努めるものとする。

### 1. 避難を要する地区

市は、霧島山火山噴火災害危険区域予測図（霧島山ハザードマップ）等、過去の噴火状況等に基づき、災害が予想される地区を把握するとともに、当該地区住民の避難場所及び避難経路の指定等警戒避難対策を地域防災計画に定め、その内容を当該地区の住民に周知しておくものとする。

### 2. 避難の勧告又は指示

#### (1) 勧告又は指示の基準

避難の勧告又は指示の基準は、火山活動の状況により異なるが、おおむね次のとおりとする。

##### ア 避難準備の勧告

鹿児島地方気象台から噴火警報が発表され、火山活動の状況から避難準備を要すると認められるとき。

##### イ 避難勧告または指示

噴火により災害が発生し、又は発生するおそれがあり住民の生命及び身体に危険が切迫していると認められるとき。

#### (2) 避難の勧告又は指示の伝達方法

ア 勧告または指示を発したときは、時機を失することなく、サイレン・警鐘・無線放送・広報車等を用い、又は併用して、迅速に住民に対し周知徹底を図るものとする。

イ 放送機関による避難に関する情報伝達の必要がある場合は、県を通じて放送機関に対し、

ラジオ、テレビによる放送を依頼するものとする。

### (3) 勧告者又は指示者の措置

避難準備及び避難の勧告又は指示を行った場合は、直ちにその旨を他の周辺市町に連絡するとともに、西諸県農林振興局を通じ危機管理局に報告するものとする。

### 3. 避難者の収容

噴火活動等が長期間にわたる場合は、必要に応じて避難所を開設し、避難者を収容するものとする。

### 4. 避難経路の確保

通行に支障となる障害物の排除等に努め、避難経路の確保を図るものとする。

### 5. 避難者の緊急移送

車両による避難者の移送の必要がある場合は、県に対して次の関係機関の応援又は派遣の要請を依頼するものとする。

(1) 陸上自衛隊第24普通科連隊

(2) 九州運輸局宮崎陸運支局

### 6. 避難所の開設

避難の勧告を発したときは、直ちに表に掲げる避難所を開設するものとする。

#### 霧島山噴火時の緊急避難所

避難所番号	避難所名	住所	電話番号
第1避難所	えびの市 国際交流センター	えびの市大字榎田388番地1	(施設代表番号) 35-3211

\* ただし、えびの高原一帯は、甚大な被害が予想されるので、当一帯に避難所の指定はしていない。このため、えびの高原一帯に勤務する地域住民及び登山者・観光客に対しては、霧島火山噴火等災害発生時の対応（避難等）について、別途通知を行うものとする。

\* 担当課長等は、災害対策本部及び災害警戒本部の指示に基づき、避難所を開設するものとし、開設した場合は、担当課（所属）職員を2名以上を待機させるものとする。

\* 避難所の状況は、災害対策本部及び災害警戒本部へ報告するものとする。

## 第8節 農林水産物応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜防疫、乳牛の搾乳、生乳の集送、家畜の運搬・と殺、資金対策等の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

### 1. 農産物応急対策

噴火に伴う降灰のため、汚染された土壌の改良、病虫害の防除、資材種苗の確保、資金対策等の措置を講じ、農産物被害の防止軽減を図るものとする。

### 2. 家畜応急対策

噴火に伴う降灰のため、汚染された飼料の不足分の確保、家畜の防疫対策、資金対策の他、乳牛の搾乳、生乳の集送、肉畜の運搬、と殺等流通対策の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

### 3. 林産物応急対策

噴火に伴う降灰のため、被害を受けた幼令木、苗木、林産物等の対策及び資金対策を講じ、林産物被害の防止軽減を図るものとする。

### 4. 水産物応急対策

噴火に伴う降灰のため、被害を受けた養魚対策として、養殖用種苗及び飼料の確保、河川漁業の資源回復、資金対策等の措置を講じ、水産物被害の軽減に努めるものとする。

## 第9節 その他の事項

この章で定めのない事項は、本計画各章、各項に定めるところによるものとする。